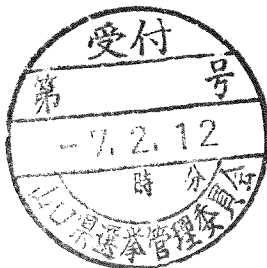


第14号様式 (第8条関係)
(その1)



収 支 報 告 書

令和 6 年分
(令和 年 月 日開催分)

- (ふりがな) いたごうじこうえんかい
- 1 政治団体の名称 藤田ごうじ後援会
- 2 主たる事務所の所在地 山口県 山陽小野田市
小野田 6289-1
- 3 代表者の氏名 岸田 茂
- 4 会計責任者の氏名 山本 繁俊

政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2
☐ 政 党 の 支 部	第1項の規定による政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類
資金管理団体 の届出をした 者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名
公職の種類

事務担当者

(氏名) 岡田 英哉

(電話) 090 7597 3897

(氏名)

(電話)

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額			十億			百万	1	3	0	4	千	5	6	6	円
(前年からの繰越額)								3	0	8		5	4	0	
(本年の収入額)								9	9	6		0	2	6	
支 出 総 額							1	2	9	9		4	5	3	
翌年への繰越額										5		1	1	3	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額			十億			百万				千				円
員 数														

(2) 寄附

ア 寄 附 (イ を 除 く。) の 区 分	金						額						備 考		
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			十億			百万	3	0	0	千	0	0	0	円	
(う ち 特 定 寄 附)															
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附															
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附															
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)							3	0	0		0	0	0		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)															
イ 政 党 匿 名 寄 附															
合 計 (ア + イ)							3	0	0		0	0	0		

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入														
事業の種類		金額										備考		
				十億			百万			千		円		
萩田づじ後援会春の集い 2024								6	9	6	0	0	0	山陽小野田市中区二丁目3番1号 ASTEP 会議室
この頁の小計								6	9	6	0	0	0	,
合 計								6	9	6	0	0	0	

✓

(その6)

[illegible]

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名（団体にあつては、その名称）	金 額						年月日	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備考	
藤田 剛二		十億		百万	300	千	000	円	6.1.11	山陽小野田市千代町ニ丁目1番10号	山陽小野田市市長
この頁の小計					300	000	000				
その他の寄附											
合 計					300	000	000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目		金 額										備 考	
1 経 常 経 費			十億			百万			千			円	
(1) 人 件 費													
(2) 光 熱 水 費													
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費								1	1	9	8	6	
(4) 事 務 所 費								1	2	2	4	5	0
小 計								1	3	4	4	3	6
2 政 治 活 動 費													
(1) 組 織 活 動 費								8	5	7	0	1	7
(2) 選 挙 関 係 費													
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費													
ア 機関紙誌の発行事業費													
イ 宣 伝 事 業 費								3	0	8	0	0	0
ウ 政治資金パーティー開催事業費													
エ そ の 他 の 事 業 費													
(4) 調 査 研 究 費													
(5) 寄 附 ・ 交 付 金													
(6) そ の 他 の 経 費													
小 計							1	1	6	5	0	1	7
合 計							1	2	9	9	4	5	3

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 組織活動費		(市議会議員会費集、2024)				
支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考			
案内往復乗車代		十億		百万		千	円	6.2.5	小野田西之次郵便局	山陽小野田市赤崎1-1-7				
飲料代					1	7	8	5	0	0	6.4.16	コミュニティカフェリカー 3370 Wakayama	山陽小野田市港田8-3	
出張料理代					4	0	0	0	0	0	6.4.25	株式会社 敦煌 (敦煌小野田店)	山陽小野田市大野高泊亭 島崎子岩津676番地9の1	
/									/					
この頁の小計					6	6	0	4	0	0	/			
その他の支出					8	1	1	3	2		/			
合 計					7	4	1	5	3	2	/			

(その15) /

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (前年度以後の集計)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
案内票費(通学・往復)	十億	百万	千	円	6.11.12	山陽小野田西之浜郵便局	山陽小野田市赤崎1-1-7	
この頁の小計			91	205				
その他の支出			24	280				
合 計			115	485				

(その15) ✓

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費 (パンフレット作成)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷費		十億		百万		千			円	6.12.18	有厚侯印刷	山陽小野田市大字厚狭 260-1	
この頁の小計						2	8	8	200	✓			
その他の支出							1	9	800	✓			
合 計						3	0	8	000	✓			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣

誓

書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 10 日

政治団体の名称

藤田ごうじ後援会

会計責任者の氏名

山本 繁 俊

代表者の氏名
（解散の場合に限る。）

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。